

樹木を活用した気候危機対策を求めることに関する意見書（案）

国連環境計画は、世界の平均気温の上昇が数年以内に産業革命前比で 1.5 度を超え、各地で災害リスクが高まるとの報告書を発表し、前例のない行動をとることを呼び掛けた。日本においても、今夏は、西日本を中心に、観測史上最多の延べ 36 地点で最高気温 40 度以上の酷暑日を記録し、一方では、台風などによる線状降水帯の発生により、豪雨災害も多発している。

こうした中、欧米諸都市では、1990 年代から都市樹木をグリーンインフラとして捉え直し、酷暑緩和や CO₂ 吸収、ヒートアイランド対策など、その多面的な価値を積極的に評価し、樹冠被覆率を高める政策が進められている。樹冠被覆率は、都市の緑化や環境対策を評価する世界標準の指標であり、都市の快適性や健康、災害対策にも直結する重要な概念である。単に樹木が植えられているだけでなく、樹冠が地表を覆うことで日陰や蒸散による冷却効果が得られる点が重要である。同時に、豪雨災害の際、下水に雨水が流れるまでのタイムラグを作る緑の雨傘の役割を果たすことができる。

日本では依然として樹木本数や緑被率が主な指標であり、樹冠被覆率の政策活用は限定的で、東京 23 区では 2013 年の 9.2% から 2022 年には 7.3% に減少しており、ニューヨーク 23.4%、パリ 17.6% と比べても低い水準にある。

また、日本では、街路樹が道路の附属物として扱われるため、維持管理費用の削減にさらされてきた。適切な管理を行い、樹木の持つ力を最大限に引き出せるよう、せん定や維持管理についても見直しが必要である。

気候危機や激甚化・頻発化する豪雨災害に対応するため、今こそ樹冠被覆率を政策的に位置付け、その向上を図るべきである。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、樹木を活用した気候危機対策を進めるため、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 都市緑化の評価基準である樹冠被覆率の全国目標を設定するとともに、財政支援制度を創設すること。
- 2 樹木医等の専門人材の育成を行い、自治体職員や事業者への技術研修等の機会を設けること。

3 街路樹を道路の附属物ではなく、グリーンインフラとして位置付け、都市環境インフラとして計画的な保全、育成を可能とする制度を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年10月 日

東京都議会議長 増子博樹

衆議院議長	}	宛て
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
国土交通大臣		
環境大臣		